

伊藤靖史・大杉謙一・田中 亘・松井秀征 著
LEGAL QUEST『会社法』補訂表

〈第1章 総 論〉

- ・25頁 **Column 1-12** の下から4行目
(誤)「B社の責任」→(正)「A社の責任」

〈第2章 設 立〉

- ・56頁(2)の12行目
(誤)「第8章第3節340頁」→(正)「第8章第3節344頁」
- ・58頁 **Column 2-12** 下から2行目
(誤)「313頁(a)」→(正)「309頁(a)」

〈第3章 株 式〉

- ・68頁(3)(a)の最後の行
(誤)「403頁(6)」→(正)「403頁(2)」
- ・89頁 **Column 3-9** 末尾の参考文献の刊行年次
(誤)「2000年」→(正)「2007年」
- ・93頁最後の行
(誤)「272頁(b)」→(正)「273頁(b)」
- ・99頁下から6行目
(誤)「株式を譲渡したと偽って」→(正)「株式を譲り受けたと偽って」

〈第4章 機 関〉

- ・130頁**図表 4-3**の真ん中あたり
(誤)「会計監査役」→(正)「会計監査人」
- ・156頁2行目
(誤)「また登記の職権抹消を促すことも容易になる(商登135条1項参照)」→(正)
「また登記の嘱託によるその抹消が可能となる(937条1項1号ト)」
- ・157頁4行目
(誤)「これにより、登記の職権抹消を促すことが可能となる」→(正)「これにより、
登記の嘱託によるその抹消が可能となる」
- ・162頁14行目
(誤)「特別決議」→(正)「普通決議」

・同頁 15 行目

「・324 条 2 項 5 号」を削除

・176 頁 **Column 4-12** 第 2 段落の下から 2 行目

(誤)「取引の静的安全の保護」→(正)「静的安全の保護」

・186 頁 9 行目

(誤)「346 条〔欠員の処置〕,」→(正)「欠員の処置については, 346 条の 1 項ではなく 4 項が適用される。」

・214 頁 7 行目

(誤)「帰責事由のないこと」→(正)「帰責事由のあること」

〈第 5 章 計 算〉

・243 頁 **図表 5-2**

(誤)「経営利益」→(正)「経常利益」

・262 頁 Column を除いて下から 3 行目

(誤)「272 頁(a)」→(正)「271 頁(a)」

・263 頁(c)の 2 行目

(誤)「258 頁(2)」→(正)「258 頁」

・269 頁 **Column 5-11** 「しかし」から始まる段落の 4 行目

(誤)「平成 19・3・18」→(正)「平成 19・3・8」

・272 頁 **図表 5-9** ①④の行・「分配可能額の規制」の列

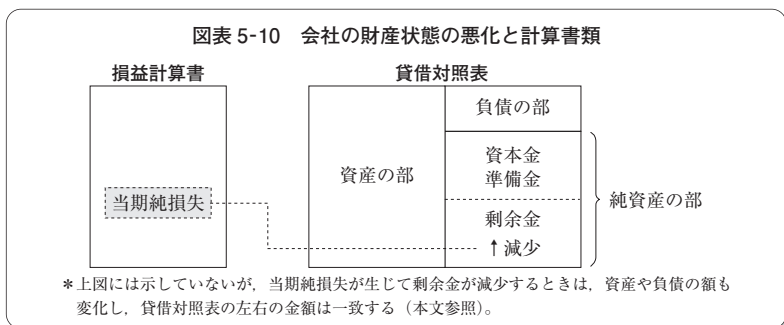
「166 条 1 項ただし書」と「170 条 5 項」を入れ替え

・277 頁 **■**(1)の本文の記述を次のように改める。

「ある事業年度の損益計算書に当期純損失が計上されたとしよう(→**図表 5-10**)。これは、当年度の費用と会社が支払う税が、収益を上回ったことを意味する。こうした損失が計上される理由は様々あり、それも損益計算書に表示される(→242 頁(3))。当期純損失が生じると、会社の財産状態も悪化する。それは、貸借対照表に次のように表現される。まず、当期純損失の額だけ、純資産の部の利益剰余金の額が前期末と比べて減少する。それと同時に、資産の部の合計額(以下、「資産の額」という)が減少するか、または仮に増加するとしても、負債の部の合計額(「負債の額」)がそれ以上に増加することにより、会社の「資産の額と負債の額との差額」もまた、前期末と比べて減少する。こうした変化が同時に起こる結果、貸借対照表の左右の金額は一致する。

会社が巨額の当期純損失を計上したり、何年にもわたって損失を計上すれば、会社の財産状態は大きく悪化し、ついには資産の額が「負債の額+資本金・準備金の額」を下回ることがある(→**図表 5-11**の左側の状態)。資産の額と「負債+資本金・準備金」の額との差額が、**欠損**である。」

・277 頁図表 5-10 は、次のように改める。



・285 頁 Case 欄

(誤) 「〈Case 1-1〉」 → (正) 「〈Case 5-3〉」

〈第 6 章 資金調達〉

・291 頁 Column を除いて下から 6 行目

(誤) 「293 頁(1)(c)参照」 → (正) 「295 頁(1)(c)参照」

・294 頁 2 行目

(誤) 「その算定方法でもよいとされているのは、たとえば」 → (正) 「公開会社ではその決定方法でもよく(201 条 2 項)、それは」

・312 頁 3 行目

(誤) 「また登記の職権抹消を促すことも容易になる(商登 135 条 1 項参照)」 → (正) 「また登記の嘱託によりその抹消が可能となる(937 条 1 項 1 号口)」

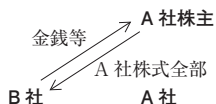
・314 頁(2)の 3 行目

(誤) 「株価が払込金額を上回る」 → (正) 「株価が権利行使時に払い込むべき金額を上回る」

〈第 9 章 企業の買収・結合・再編〉

・366 頁の図表 9-9 の上の図

矢印の向きを逆に



・382 頁一番下の行

(誤) 「761 条」 → (正) 「759 条」

- ・ 409 頁の下から 7 行目

(誤) 「 Column 6-6 」 → (正) 「319 頁 Column 6-6 」

- ・ 416 頁練習問題の下から 4 行目

(誤) 「総株主議決権」 → (正) 「総株主の議決権」

- ・ 同頁練習問題の下から 3 行目

(誤) 「A 会社株主多数」 → (正) 「A 会社株主の多数」

〈第 10 章 企業形態の選択と持分会社、組織変更〉

- ・ 428 頁の 5 行目

(誤) 「38 頁(2)参照」 → (正) 「88 頁(2)参照」

〈事項索引〉

- ・ 452 頁

(誤) 「総体無効説」 → (正) 「相対無効説」

〈判例索引〉

- ・ 461 頁最後とその 1 つ前の間に次を挿入。

「東京地決平成 20 年 3 月 14 日判時 2001 号 11 頁……378 頁」